

平成30年度 第2回 青森県障害者施策推進協議会

日 時 平成31年3月14日（木）

14:00～16:00

場 所 ウェディングプラザ アラスカ
地下「サファイア」

1 開会

2 あいさつ

3 組織会

4 議事

(1) 第3次青森県障害者計画の改定について

※ 資料1-1、資料1-2及び資料2に基づき事務局から説明

(山田会長)

ただ今の事務局から説明項について、質問や意見があればお願いいたします。

(山越委員)

まず資料1-1についてですが、1ページの(4)障害者の雇用状況について、身体の部位の内訳を知りたいので記載していただきたいと思います。国では昨年12月25日に発表されたのでそれに則って青森県も内訳を記載してほしいです。資料1-2の15ページは民間で16ページは行政・教育に関する内訳を示していますが、身体の部位の内訳が記載されていません。

次に2ページの「3 生活環境の充実」について、チームの人員に手話通訳が出来る人はいますか。他の県では手話通訳が出来る人がチームにいたという情報ももらいました。

次に「7 情報バリアフリー化の推進」についてです。文章の中に要約筆記者及びその指導者の確保、これらの指導者の養成及び研修という言葉を入れてはどうでしょうか。2025年に青森県で国体が行われますね。それを考えたうえで将来スムーズにいくための段取りを考えていただきたいです。また、盲ろう者に関する内容が記載されていないのがとても気になりました。

資料1-2の33ページのバリアフリー化の促進について、載っていません。

以上です。

(事務局)

今、たくさんご発言をいただいたので、一つひとつ確認をさせていただければと思います。最初は、手話指導者、やはりこれは手話通訳者とは別なのではないかということでの指摘ということでもよろしいでしょうか。

(山越委員)

はい、そうです。

(事務局)

障害福祉課の千田と申します。

今の手話通訳者と手話指導者との違い、明確に違うのではないかというご指摘でございますが、国のいわゆる地域生活支援事業等の養成関係の事業において、手話の指導者という言葉を使っている例はございません。基本的には手話通訳者が養成されて、養成された方々が手話の指導を行う立場に今、なっているという流れの中で、包括して手話通訳者の養成という言葉、表現で統一したいと考えております。

(議長)

よろしいですか。

(山越委員)

はい、分かりました。

(議長)

他にありますか。

(事務局)

それでは、一つひとつ、また確認させていただきたいのですけれども。次のところが、確か雇用のところだったと思います。法定雇用率のところ、国の方で発表した直近の資料と合わせてほしいということでもよろしいでしょうか。

(山越委員)

はい、そうです。

(事務局)

この部分は労働局の方で毎年6月1日時点のものを発表していきまして、それでこちらで把握している限りのものを載せております。これについては現時点で山越委員のおっしゃ

っているデータが手元にないものですから、確認をした上で、もしもさらに最新のものがあるのであればそちらに更新をするということによろしいでしょうか。

(山越委員)

はい、じゃあ後で資料をお渡ししますので、よろしくをお願いします。

(議長)

よろしいですか。

(山越委員)

はい。

(議長)

他にありませんか。

(事務局)

すいません、まだいくつかまだありました。

続きまして、情報バリアフリーのところでお話が1つあったかと思います。7番のところです。こちらが情報バリアフリー化の推進のところで、これが指導者の養成の記載がないということだったのでしょうか。

(山越委員)

そうです。

(事務局)

具体的に、これ、(2)の方ですか？

(山越委員)

(2)の方です。

(事務局)

すいません、こちらに入れるとすれば、具体的にどういった文言を、もし委員の方で想定されている文言みたいなものがありましたらちょっとお伺いしたいのですが。

(山越委員)

それについても、後でお渡ししたいと思います。

(事務局)

分かりました。

(山越委員)

質問の内容を全て後でお渡ししますので、それに対応をしていただければと思います。

(事務局)

分かりました。

(議長)

他にありますか。

(松橋委員)

ちょっとすいません。

(議長)

はい、どうぞ。

(松橋委員)

八戸市の障害福祉課の松橋と申します。

私からは、パーキングパーミット制度ということについて皆さんにご紹介も含めましてご意見を申し述べたいと思っております。

本市の3月議会が行われておりますけれども、今年度9月の議会の際に一般質問でパーキングパーミット制度のことについて検討をしてないのかということでご意見をいただいております。

パーキングパーミット制度というのはどういうものかといいますと、皆さんが公共施設とか、あとは商業施設とかでよくご覧になっていると思うんですけども、車椅子のマークが付いた障害者の方が主に使う、車椅子の方が使えるように広いスペースになっている駐車スペースというのがあると思うんですけども、あれをまず理解していただきたいというのと、その区画を今後、2020年度、バリアフリー新法というのが今、施行されているんですけども、2020年の行動計画の中でもこのパーキングパーミット制度の導入について検討をするということが盛り込まれております。

事の発端は、本来であればこの車椅子の方とか、車椅子のマークが付いているので車椅子の方だけが利用できるというわけではなくて、高齢者の方とか妊産婦の方、あと怪我をしている方、その方たちも対象になる区画になります。ただ、内部の障害の方、心臓機能障害の方とか耳が不自由な方とか、そういう方はやはり外見からは判断できなくて、その方たちが

停めていると苦情の原因になっていたりというのが現実あります。あとは、一般の方で、建物に近いところはどうしてもありますので、そこを便利だからといって不法にということか自分のためだけに停めてしまう、一般の方が停めてしまうということで、障害がある方が利用できないで困っているというご意見も上がって来ております。それを何とか解消できるようにパーキングパーミット制度というのを導入できないかというご意見でした。

パーキングパーミット制度を導入するというのは、車椅子の方ではない方でもその権利があるんですよという利用者証というのがあります。電車とかに優先席というのがありますよね。妊産婦の方とかの絵が描いてあったり、マークがあるんですけども、そういうマークで高齢者の方とか杖をついている方とか車椅子の方がついている利用者証を車の見えやすいところに掲示して、「私は停められますよ、利用できる人なんですよ」というのが分かるように車に示すものを交付するということです。

あとは受け側として施設の管理者の方、その方たちにもその区画をつくってもらうということ。これは任意なんですけれども、協力を依頼して、賛同できる施設の方にその区画を、ちゃんとそこはパーキングパーミットの利用できる区画ですよということを表示してもらうという協力が必要になってきます。

それで「八戸市では導入しないんですか？」というご意見があったんですけども、現在、全国で見ると、これは30年6月現在だったんですが、36の、東京はやってないんです、36の府県、ただ9月には宮城県も導入しているという話でしたので今は37になっていると思いますけれども、全国では導入していて、県単位で導入しているという状況です。

あと市の単位では3つの市が5月の時点では導入されておりましたけれども、さらに言いますと全国の中で自治体相互間の利用ができると、相互利用が可能になっている制度になっています。

ただ条件は様々、各自治体でバラバラになっていて、例えば障害の種類は全ていいのかとか、妊産婦の方だと、妊産婦になった期間とかあると思うんですよ。ずっとではなくて何ヶ月にするとか。3年以内にする、無期限にするというのが各自治体でバラバラです。なので、その統一は現在は国の方で定めているわけではないので、統一はされていないんですけども、ただ実際はマナーを市民に守っていただきたいというのがまずは本当の目的であると思いますので、そういうところを考えつつ導入してはどうかということ。

東北では、青森県は導入してないんですけども、他の県は導入されているという状況がある中で、青森県も導入する方向で今後検討をしていったらどうかと思っております。

今回の計画の40ページ、資料1-2の障害者計画の案の40ページが生活環境の充実の(1)福祉のまちづくりの推進というところで、バリアフリー新法についてと、それから公共施設とかにおける車いす利用者駐車場の適正な利用についての理解と普及と謳われていますので、ここの計画に則って県の方でも全県的に進めていってはどうかということ、意見を閉めたいと思います。

以上です。

(事務局)

ちょっとよろしいでしょうか。ご意見ということでしたので、現状を県の方からご説明をしたいと思います。

確かに、県の方にも、例えば県政、私の提案に一般の方から、「妊産婦ですけれども」ということで、そういう妊産婦が建物に近いところに駐車できるようにパーキングパーミット制度を導入してくださいというご意見も寄せられていたりします。

一方、やはり車椅子を使っている方からは、現状でも停められないのに拡大しないでほしいというご意見も寄せられることがあり、その2つの意見を聴きながら、そして実施している自治体の状況も聴きながら検討をしていかなければいけないのかなというところでは考えていますが、現時点で来年度、実施するというふうな予定はないということになります。それは今おっしゃったように、実施するとなると交付する手続、例えばバックミラーのところこういう引っかけのような、「私は許可を得ている車なんですよ」ということが分かるような交付証を出すということで予算が一定額かかりますし、今の段階では来年度の予算に計上していないので、来年度、そういった対応をするという予定はありません。

やはりそういった両方の声があるということもあり、声を聴きながら検討をしていく必要があるというふうにご考えているところです。

県として、来年度については、やはり適正な利用を呼び掛けていく必要はあるというふうなことで、現状、確かにショッピングセンターとかでも一定量のスペースは確保していただいているのですが、適正な利用がされていないといった部分もあり、必要な方がその場所を使えないという状況もあるので、適正な利用をしてくださいということをお願いしつつ、やはりショッピングセンターとかにもスペースの拡張ということでの負担もかかるわけですので、そういったことも勘案しながら引き続き検討ということにはなるかと思っております。

特に都道府県をまたいだ相互利用もできるので、八戸市さんとか隣県がやっているところは特に住民の方というのはそういう声が高いのかなというふうには考えていますが、ちょっと来年度中という状況にはないという現状があります。

(議長)

いいですか。

(松橋委員)

ありがとうございました。

(議長)

なければ本日の協議会で委員から出された委員の反映については議長に一任していただきたいと思っております。それでよろしゅうございますか。

(一同)

異議なし。

(議長)

異議がないようですので、以上で議事は終了いたしました。続いて報告に移ります。

5 報告

(1) 青森県障害福祉サービス等人材育成事業の取組状況等について

※ 資料3に基づき事務局から説明

(2) 医療的ケア児支援体制検討部会の検討状況について

※ 資料4に基づき事務局から説明

(議長)

御意見、御質問等がありますか。

ないようですので、それでは長時間にわたり御協力ありがとうございました。

これで、本日予定した議事は終了しましたので、事務局にお返しいたします。